

計 画 書

釜石都市計画土地地区画整理事業の決定(釜石市決定)

釜石都市計画鵜住居地区被災市街地復興土地地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		鵜住居地区被災市街地復興土地地区画整理事業
面 積		約 49.5 h a
公共施設の配置	道 路	交通の円滑化や災害時の緊急輸送路の確保を図るため、幹線道路の線形を変更するとともに、歩車道の分離等に配慮して整備する。また、災害発生時に都市機能の維持を図るため、高台に再配置する小中学校等の公益施設および土地利用計画との整合や歩行者動線等も踏まえ、区画道路を適宜配置する。
	公園及び緑地	公園は、誘致距離や周辺環境、景観等を考慮し、適宜配置する。
宅地の整備		災害に強いまちづくりを行うため、盛土により住宅地を形成する。また、国道 4 5 号沿道等は商業系土地利用とするとともに、ＪＲ山田線東側については工業系土地利用とし、街区規模を適正に設定する。なお、国道 45 号線西側に災害発生時における都市機能を維持するための拠点となるべき公益施設を整備する用地を確保する。

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

東日本大震災の大津波により壊滅的な被害を受けた本地区の早期復興を図るため、本案のように決定する。

理 由 書

本地区は東日本大震災による大津波により、多くの犠牲者がでるとともに建物の大半は全壊または半壊し、壊滅的な被害を受けており、鵜住居被災地区の早期復興を図る。

本事業では、道路・公園等の公共施設の整備改善を図るとともに、一般国道 45 号と主要地方道釜石遠野線の交差部周辺においては、震災以前より大雨時に冠水がたびたび発生していることから、これを解消するために周辺の道路及び宅地を盛土し、安全・安心で快適に暮らすことができる、良好な市街地の再生を行うものである。

このため、鵜住居地区被災市街地復興土地区画整理事業を本案のように定めるものである。